

福岡県障がい児通所支援事業所子どもの安心安全対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県障がい児通所支援事業所子どもの安心安全対策事業費補助金については、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、子どもの安心安全対策事業実施要綱（令和5年5月18日こ支障第7号。以下、「実施要綱」という。）及び福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、障がい児通所支援事業所において、送迎用バスへの安全装置等の設置、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい児通所支援事業所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき知事が指定した、福岡県内に所在（北九州市、福岡市及び久留米市に所在するものを除く。）する児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をいう。

(2) 送迎用バス

通所用として使用する児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）をいう。

(3) 安全装置

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日公表）」に適合したものをいう。

(4) 登降園管理システム

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

(交付の対象等)

第4条 この補助金は、子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際の備品購入等に係る費用に対し、別表に掲げる補助を行うものとする。

(1) 送迎用バスの改修支援事業

送迎用バスに安全装置を設置する事業で、実施要綱に基づく送迎用バスの安全装置の設置を行う事業とする。

(2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業

GPSやBLE (Bluetooth Low Energy) により子どもの位置情報を管理するなど、園外活動時等の子どもの見守りに資する機器を導入する事業で、実施要綱に基づくICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の導入を行う事業とする。

(3) 登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うため、実施要綱に基づく登降園管理システムを導入する事業とする。

(補助対象事業者)

第5条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、障がい児通所支援事業者とし、補助事業ごとに次のとおりとする。

ア 前条第1号は、児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

イ 前条第2号は、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

ウ 前条第3号は、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている場合

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている場合

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している場合

イ 暴力団員が実質的に運営している場合

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している場合

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している場合

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする（第4条第1号の事業は除く。）。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式第1号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。

- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第2号による申請書に係る書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続きに従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定の通知)

第10条 知事は、第8条又は第9条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助対象者に対し、様式第3号により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(補助金の概算払)

第11条 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第4号による概算払請求書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払を行うものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、事業が完了したときは、様式第5号による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（第7条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による事業実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に対して、様式第6号により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を命ずることができる。なお、この場合において、取り消しにより補助対象者に損害があっても、知事はその損害の責務を負わないものとする。

(1) 提出書類に虚偽又は誤りの記載があったとき。

(2) 補助事業の遂行に不正があったとき。

(3) 補助金の交付決定後、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年度までの補助金に適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 対象期間	4 補助率
<p>(1) 送迎用バスの改修支援事業</p> <p>・ 1台当たり 175,000円までを上限とした実費に対する定額補助</p>	<p>送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料※、導入費用</p> <p>※令和5年4月から令和5年度末までのリース料を限度とする。</p>	<p>令和4年9月5日から令和6年3月31日</p>	<p>定額 (10/10)</p>
<p>(2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業</p> <p>・ 1事業所当たり 200,000円</p>	<p>ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日</p>	<p>4/5</p>
<p>(3) 登降園管理システム支援事業</p> <p>①端末購入を行わない場合</p> <p>・ 1事業所当たり 200,000円</p> <p>②端末購入を行う場合</p> <p>・ 1事業所当たり 700,000円</p>	<p>登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日</p>	<p>4/5</p>